記号	番号
93-	

様式業第1号1

≪記入見本≫ 加入申込書

新たに組合に加入する時

☆色付けされた部分のみ記入（入力）してください。

※マイナンバーカードは有効期限内かつ電子証明書（5年毎に更新が必要）が有効であるものに限ります

支部長	出張所長

※ 太ワクの中を記入してください

加入者氏名（フリガナ）		続柄	性別	生年月日	マイナンバー（個人番号）	マイナンバーカード(※)の健康保険証利用登録の有無	種別(世帯加入区分)
ケンセツ	タロウ	0 0	☑男 ☐女	☑5.昭和 ☐7.平成 ☐9.令和 年 月 日	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	☑有 ☐無	☐法人事業主（第１種）
建設	太郎	本人		60 1 23			☐法人従業員（第２種）
ケンセツ	ハナコ		☐男 ☑女	☐5.昭和 ☑7.平成 ☐9.令和 年 月 日	9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8	☑有 ☐無	☑個人事業主（第３種）
建設	花子	妻		3 12 10			☐個人従業員（第４種）
			☐男 ☐女	☐5.昭和 ☐7.平成 ☐9.令和 年 月 日		☐有 ☐無	☐一人親方（第５種）
				和 成 和 年 月 日		☐有 ☐無	過去の加入履歴の有無
			☐男 ☐女	☐5.昭和 ☐7.平成 ☐9.令和 年 月 日		☐有 ☐無	☐有 ☑無

届出や申請には本人確認（身元確認）のため別紙確認書類が必要となります。
手続きの方法によって、確認方法が異なりますので、「手続きの際の身元確認について」をご参照ください。

国保法第６条該当者	建設国保に加入しないご家族の氏名	建設国保に加入しないご家族の氏名	建設国保に加入しないご家族の氏名	建設国保に加入しないご家族の氏名	建設国保に加入しないご家族の氏名
	建設　一郎	建設　良子			
	加入中の保険者	加入中の保険者	加入中の保険者	加入中の保険者	加入中の保険者
	全国健康保険協会　東京支部	全国健康保険協会　神奈川支部			

資格取得年月日	適用除外年月日
令和 年 月 日	令和 年 月 日

理由（加入していた保険等）

- ☐ 2. 被用者保険（協会けんぽ・共済組合等）
- ☐ 3. 生活保護廃止
- ☐ 6. 公営国保（市区町村国保）
- ☐ 7. 他の国保組合
- ☐ 9. その他
- ☐ 0. 記号番号変更（組合員 ⇔ 組合員）
- ☐ X. 当国保組合内での異動（組合員 ⇔ 家族）

旧番号
（ 93-　　- ）

事業所

住所（1）郵便番号・都道府県・市区町村・地名・番地	（フリガナ）	タロウケンセツ	業種番号
〒 103 - 0015 東京都　中央区　日本橋箱崎町12番4号	事業所名	太郎建設	
住所（2）アパート名・マンション名　等	（フリガナ）	ケンセツ　タロウ	電話番号
国民健康保険組合会館1階	事業主氏名	建設　太郎	03 - 5652 - 7033

申込者

住所（1）　☐事業所と同じ	電話番号（自宅）	03 - 5652 - 7001	建設業種（職種）	職種番号
〒 103 - 0013 東京都　中央区　日本橋人形町3-7-3	電話番号（携帯）	090 - 1234 - 5678	大工	
住所（2）	他事業所の保有又は所属	（他事業所の保有・所属が有の場合のみ記入）		社会保険の適用
NCC人形町マンション501号室	☐有 ☑無	事業所名		☐有 ☐無

貴組合の規約を承諾し、重要事項説明書の内容に同意のうえ、上記のとおり加入申し込みします。
なお、上記に挙げた未加入者は国保法第６条の該当となりますので、届出いたします。
全国建設工事業国民健康保険組合　理事長殿

申請年月日　令和 7 年 12 月 1 日

氏名（自署のみ）　建設　太郎

納付保険料	区分	月分～　月分	円
備　考			
（　　）同時			

本部登録	支部登録	重要事項説明
・	・	・

承認状況	☐法人承認済(B) ☐個人承認済(D) ☐対象外(E)
対象外理由	☐一人親方 ☐５人未満 ☐短時間勤務
特定被保険者	☐特定 ☐除外
身元確認	☐運転免許証 ☐個人番号カード ☐パスポート ☐その他（　　）

支部受付日印　本部受付日印

①

(R7. 12)

＜必要書類＞

- □ 世帯全員の住民票（原本で省略がなく、証明日から3ヶ月以内のもの）
- □ 身元確認（本人確認）書類
- □ 加入者本人と家族被保険者の前保険の資格確認書の写し、または資格情報のお知らせの写し
- □ 世帯の中に建設国保の家族被保険者とならない者がいる場合、その者の現在加入中の資格確認書の写し
  または資格情報のお知らせの写し
- □ 国保法第１１６条（修学）該当者はその該当者の世帯全員の住民票と在学証明書とともに、国保法第１１６条（修学）該当届
- □ 加入する者の中に、７０歳から７４歳となる者がいる場合は、その者の課税標準額の確認できる証拠書類

＜支部・出張所にお尋ねください＞

- □ 業種の確認書類
- □ 法人事業所または従業員５人以上の個人事業所に勤務される方は適用除外申請書及び承認証の写し、標準報酬決定通知書
- □ その他必要書類

＜注意＞

・新規での法人事業所または従業員５人以上の個人事業所の加入は認められておりませんので、所管の日本年金機構に
お問い合わせください

・住民票の同一世帯の中で、市区町村国保の被保険者と国保組合の被保険者とが両方存在することは認められておりません

異動・変更があったときは必ず１４日以内に所属する支部・出張所に届出をしてください

・家族の中に就職、結婚、出産等により被保険者資格に異動があったとき
・事業所の内容（事業所形態、名称、住所、業種等）に変更があったとき
・住所等に変更があったとき
・他の保険に加入したとき

こんなときは必ず1ヶ月前にあらかじめ所属する支部・出張所に届出をしてください

・組合員が建設工事業を廃業、退職等により組合を脱退するとき（組合規約第9条）